

改正

平成20年3月31日訓令第4号
平成24年3月29日訓令第6号
平成27年3月31日訓令第26号
平成29年3月30日訓令第18号
平成30年3月30日訓令第12号
令和2年3月30日訓令第9号
令和3年3月30日訓令第14号
令和4年3月30日訓令第19号

当別町公共物等有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地域経済の活性化及び町の財源確保を図るため、町の公共物等に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と町長が認めるもの

(掲載できる広告の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共物等の公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告主の範囲及び掲載順位)

第4条 広告の掲載は、公共性の高いものを優先させることとし、広告主の範囲及び掲載順位は、次のとおりとする。

掲載順位	広告主
1	公共交通機関、電力会社、電話会社、新聞社、銀行、信用金庫、農業協同組合その他これらに類するもの
2	町内の企業、商店、専門店、旅館、ホテルその他これらに類するもの
3	その他掲載する広告として妥当であると認められるもの

(広告の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、公共物等の目的を妨げない位置とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町の広報誌又はホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告の掲載ができる公共物等を所管する部署の定めにより、当別町広告掲載申込書(別記様式第1号)に係する原稿等を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、必要に応じて、申込みの際に業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、履歴事項全部証明書、納税証明書等をいう。）の提示又は提出を求めることができるものとする。

（広告掲載審査委員会）

第8条 町長は、広告内容の適正化を図り、第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定するため、当別町広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長及び委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

4 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 前各項の規定にかかわらず、既に掲載の可否が決定された広告と同種の広告の場合には、会議は文書による持ち回りにより開催することができる。その場合、全委員が会議に出席したものとみなして前項の規定を適用する。

8 委員会の庶務は、総務部政策広報課において処理する。

（広告掲載の決定等）

第9条 委員会の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、町長はその結果を当別町広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は当別町広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により、広告掲載の申込者に通知するものとする。

（広告掲載料）

第10条 広告の掲載料は、広告の作成経費、広告の掲載を希望する公共物等の種類や広告の掲載位置、広告の掲載期間、広告の種類、広告の規格、広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して別に定めるものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、別に指定する方法及び期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第12条 広告掲載料を納付した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

（広告掲載料の減免）

第13条 町長は、公益上その他、特に必要があると認めるときは、広告掲載料を減免することができる。

（広告主の責任）

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（委任）

第15条 この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第26号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令第18号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第14号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第19号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委員長	総務部長
委員	総務部政策広報課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部財政課長
委員	企画部企画課長
委員	企画部事業推進課長
委員	住民環境部住民課長
委員	福祉部保健福祉課長
委員	経済部産業振興課長
委員	建設水道部建設課長
委員	教育委員会社会教育課長